大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模 小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規 定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工 経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成20年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社だてもん市場 代表取締役社長 中野 英武

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

みちのく・三陸だてもん市場

名取市下增田臨空土地区画整理事業地内

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社だてもん市場 代表取締役社長 中野 英武 名取市小山1丁目2-11
- 4 変更しようとする事項
- (1) 駐輪場の位置
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻)午前9時 (閉店時刻)午後6時

(変更後) (開店時刻)午前10時 (閉店時刻)午後7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後6時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後7時30分まで

- (4) 駐車場の自動車の出入口の位置
- 5 変更の年月日

平成20年4月22日

6 届出年月日

平成20年2月15日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

8 縦覧期間

平成20年2月27日から平成20年6月27日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宫城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。